国民健康保険加入者の皆さんへ

【問い合わせ】 保険年金課 ☎22-9659 FAX 26-0151 ✉hoken@city.iga.lg.jp

被保険者証を更新します

８月１日㈭から使える被保険者証を７月中旬に順次、簡易書留郵便で郵送します。

新しい被保険者証はオレンジ色です。
【有効期限】
令和7年7月31日*

有効期限切れの被保険者証は返却不要です。期限翌日以降に裁断するなどして処分してください。

記載内容に誤りがある場合や、被保険者証が届かない場合はご連絡ください。

＊次の人は期限が異なります。

○ **70歳になる人**：70歳になる月の末日（１日生まれの人は前月末）
　※有効期限を迎える月の中旬に「被保険者証兼高齢受給者証」を送付します。

○ **75歳になる人**：75歳になる誕生日の前日

【配達に関する問い合わせ】
日本郵便㈱　上野郵便局　☎0570-943-028

※受付期間：７月16日㈫～26日㈮

７月に世帯主宛に納税通知書をお届けします

世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯の中に加入者がいれば納税通知書が世帯主に届きます。

○**普通徴収の人**：１期（７月）から９期（令和７年３月）の９回に割り振っています。

○**特別徴収（年金からの天引き）の人**：令和６年度の年間保険税額から４月・６月・８月の特別徴収額を差し引いた額を、10月・12月・令和７年２月の３回に割り振っています。

◆特別徴収を口座振替に変更できます

国民健康保険に加入している人全員（世帯主を含む）が65歳以上で一定の条件を満たしている場合は、保険税を年金から天引きしています。これを申請により口座振替に変更することができます。

※年金天引きを継続する場合や、すでに口座振替に変更している場合は、改めて申請する必要はありません。

◆保険税の減額制度

離職日の時点で65歳未満の人で、倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）をした人の前年の給与所得を100分の30とみなして保険税の算定を行います。雇用保険受給資格者証（または雇用保険受給資格通知）とマイナンバーカードを持参し申請してください。

【該当する離職理由コード】
11・12・21・22・23・31・32・33・34

【対象期間】 離職の翌日の属する月から翌年度末まで

◆国民健康保険の加入や脱退手続きは14日以内に届け出てください

保険税は、被保険者になった月から納めていただきます。「被保険者になった月」とは、市で届け出をしたときでなく、ほかの市町村から転入した日や職場の健康保険を脱退した日など、国民健康保険への加入資格が発生した日の属する月をいいます。

届け出が遅れると保険給付を受けられない場合があります。また保険税は国民健康保険資格の発生日までさかのぼって納めていただくことになります。

ほかの市町村へ転出したり、職場の健康保険に加入したなど国民健康保険の被保険者でなくなった場合は、その月分からの保険税は課税されませんが、届け出が必要です。

◆８月31日に集団健診を実施します！

自分の健康状態を正しく把握するため、年１回、健診を受けましょう。

【と　き】 **８月31日㈯**
午前９時30分～11時30分
【ところ】 **ハイトピア伊賀　５階**
【対象者】
○伊賀市国民健康保険の加入者で、昭和24年９月１日から昭和60年３月31日までに生まれた人
○後期高齢者医療制度の被保険者の人
※対象者には受診券を６月下旬に発送しました。

国民年金のはなし

◆国民年金保険料の免除制度をご存じですか

保険料を納めていないと、将来受け取る年金が少なくなり、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

◆保険料免除・納付猶予制度

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、利用できます。
※申請者本人、配偶者、世帯主の所得審査があります。
【対象期間】 ７月～翌年６月分

◆学生納付特例

学生で、本人の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。
【対象者】 学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校・各種学校（修業年限１年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する人
【対象期間】 ４月～翌年３月分
※いずれも、原則として毎年申請が必要です。
※２年１カ月前までさかのぼって申請ができます。申請対象期間に未納があり、かつ、納付が困難な場合は、速やかに申請してください。

◆免除された期間の保険料と年金はどうなるの？

保険料の全額免除や一部免除などの承認を受けた期間の分、将来受け取る年金額が少なくなります。ただし、これらの期間は、10年以内であれば、後から納付（追納）することができます。

【申請先・問い合わせ】 保険年金課 ☎22-9659 FAX 26-0151 ✉hoken@city.iga.lg.jp

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の皆さんへ

マイナ保険証をご利用ください

12月２日から紙の被保険者証は発行されません

有効期限が令和６年12月２日以降の被保険者証は、その有効期限まで使えます。（就職などで新たに社会保険に加入した場合や、住所変更などをした場合は使えなくなります。）

マイナ保険証をお持ちでない人には、お手元にある保険証が使えなくなる前に、申請していただくことなく「資格確認書」が交付されます。12月２日以降は資格確認書を提示して引き続き医療を受けることができます。

マイナ保険証のメリット

①医療費を節約できる
紙の保険証よりも医療費が６円節約（自己負担が３割の人の場合）できます。

②より良い医療を受けることができる
医療機関や薬局が、過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③手続きなしで、医療機関で１カ月に支払う窓口負担が抑えられる
医療機関に限度額適用認定証などを提示しなくても、窓口での支払い（保険適用分）が自己負担限度額までとなります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには？

現在、マイナンバーカードをお持ちですか？

➡持っていない
オンライン、郵便、証明写真機、住民課・各支所窓口でマイナンバーカード交付申請をしてください。窓口に来られない人には出張申請受付も実施しています。

➡持っているが、健康保険証として登録していない
医療機関・薬局の受付にあるカードリーダー、マイナポータル、セブン銀行ATM、住民課・各支所窓口で登録してください。

【マイナンバーカードに関する問い合わせ】
住民課　☎41-2355